

船橋市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置し、又は運用する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報 の適切な管理に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として公共施設等に継続的に設置する特定の個人を識別できる画像の撮影装置であって、記録機能を備えているものをいう。
- (2) 防犯カメラ等 防犯カメラ、画像表示装置、画像記録装置その他附属物をいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影され、即時に画像表示装置により表示される画像（音声を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、画像記録装置又は外部記憶媒体に記録された画像のデータをいう。
- (5) 再生画像 画像表示装置により表示された画像データをいう。

(市の機関等の責務)

第3条 市の機関（市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、市民等が承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラ等の設置又は運用に関し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 市の機関は、画像及び再生画像並びに画像データ（以下「画像データ等」という。）から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

3 市の機関は、防犯カメラ等の設置又は運用を委託し、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する市の公の施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるときは、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）又は指定管理者が当該設置又は運用を前2項の規定に準じて行うために必要な措置を講じるものとする。受託者が防犯カメラ等関連委託

業務（市の機関が受託者に委託した防犯カメラ等の設置又は運用に係る業務をいう。以下同じ。）を再委託するとき又は指定管理者が指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務（指定管理者が指定管理業務に伴い行う防犯カメラ等の設置又は運用に係る業務をいう。以下同じ。）を委託するときも同様とする。

- 4 市の機関の職員又は職員であった者は、画像データ等から知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 5 市の機関は、防犯カメラ等関連委託業務又は指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務に従事する者又は従事していた者が当該業務を前項の規定に準じて行うために必要な措置を講じるものとする。この場合においては、第3項後段の規定を準用する。

（防犯カメラ等の設置）

第4条 市の機関は、防犯カメラ等の設置に当たっては、その目的を明確にし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置台数は、設置目的を達成するために必要最小限の台数とすること。
- (2) 防犯カメラによる撮影範囲は、設置目的を達成するために必要最小限の撮影範囲とすること。

- 2 市の機関は、防犯カメラ等の設置を委託し、又は指定管理者に行わせるときは、受託者又は指定管理者が当該設置を前項の規定に準じて行うために必要な措置を講じるものとする。

（防犯カメラ等管理者）

第5条 市の機関は、画像データ等から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のため、防犯カメラ等管理者（以下「管理者」という。）を置くものとする。

- 2 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指名する者がその職務を代行する。
- 3 管理者は、防犯カメラ等の運用を担当する所属の長をもって充てる。ただし、当該所属の長が 特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、市の機関は、防犯カメラ等の運用を委託する場合又は指定管理者が指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務を行う場合は、受託者又は指定管理者に管理者の選任及び設置を委任することができる。この場合において、市の機関は、受託者が防犯カメラ等関連委託業務を再委託するとき又は指定管理者が指定

管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務を委託するときは、当該再委託を受けた者（以下「防犯カメラ等関連委託業務の再受託者」という。）又は当該委託を受けた者（以下「指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務の受託者」という。）に管理者の選任及び設置を行わせることができる。

- 5 前項の場合において、市の機関は、受託者若しくは防犯カメラ等関連委託業務の再受託者又は指定管理者若しくは指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務の受託者が設置した管理者及び第2項の管理者が指名する者の職名及び氏名を遅滞なく了知するために必要な措置を講じるものとする。

（防犯カメラ等取扱者）

第6条 管理者（第5条第1項の規定により置かれた者に限る。次項、第7条第1項、第9条第1項各号及び第11条第1項において同じ。）は、必要に応じ、その業務を補助する防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

- 2 取扱者は、防犯カメラ等の作動点検を随時行い、異常が認められた場合は遅滞なく管理者に連絡しなければならない。
- 3 市の機関は、防犯カメラ等の運用を委託し、又は指定管理者に行わせるときは、受託者又は指定管理者が当該運用を前2項の規定に準じて行うために必要な措置を講じるものとする。この場合においては、第3条第3項後段の規定を準用する。

（防犯カメラの設置の表示）

第7条 市の機関は、防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラの設置者名（設置者が特別の理由があると認める場合にあっては、設置者が指定する者）又は管理者の職名を防犯カメラの設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に容易に視認できる方法により表示しなければならない。ただし、市の機関が特別の理由があると認める場合は、それらを撮影に係る施設内の見やすい場所において容易に視認でき、かつ、撮影範囲を明示する方法で表示することができる。

- 2 前項の場合においては、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。
 - (1) 当該表示を防犯カメラの撮影区域に立ち入る前の見やすい位置においても行うこと。
 - (2) 前項及び前号の規定による表示に際し、連絡先を記載し、及び外国語表記（英語及び中国語）を併記すること。

- 3 市の機関は、防犯カメラ等の運用を委託し、又は指定管理者に行わせるときは、受託

者又は指定管理者が当該運用を前2項の規定に準じて行うために必要な措置を講じるものとする。この場合においては、第3条第3項後段の規定を準用する。

(画像表示装置及び画像記録装置の設置場所)

第8条 市の機関は、防犯カメラに係る画像表示装置及び画像記録装置を施錠可能な室内等で職員以外の者が見通すことができない場所に設置するものとする。ただし、市の機関が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 市の機関は、防犯カメラ等の設置を委託し、又は指定管理者に行わせるときは、受託者又は指定管理者が当該設置を前項の規定に準じて行うために必要な措置を講じるものとする。

(画像データの管理)

第9条 画像データの管理は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 管理者及び取扱者(第6条第1項の規定により置かれた者に限る。第4号及び第5号において同じ。)以外の者は、防犯カメラ等の操作をしてはならない。
- (2) 管理者は、画像データを編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のまま保管しなければならない。
- (3) 外部記憶媒体に係る画像データは、市の機関が特別の事情があると認めるときを除き、施錠可能な室内の施錠可能な保管庫内で保管しなければならない。この場合においては、管理者の許可なく、画像データを保管場所以外に持ち出してはならない。
- (4) 管理者、取扱者その他の職員は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像を監視することができる。
- (5) 管理者及び取扱者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、再生画像を検索することができる。この場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、管理者及び取扱者以外の職員並びに管理者が指定した者を立ち合わせるこゝと(再生画像の撮影を含む。)ができる。
- (6) 管理者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像データの複製物を作成し、捜査機関に提供することができる。
- (7) 画像データは、前号に該当する場合その他防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、複製してはならない。
- (8) 画像データの保管期間(重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間をいう。以下同じ。)は、原則として14日以内とする。ただし、これにより難い事情がある場合は、

管理者が別に定める。

(9) 前号の規定にかかわらず、第5号の規定により再生画像を検索し、若しくは第6号の規定により画像データの複製物を提供し、又は次条第2項の規定により画像データを利用し、若しくは画像データの複製物を提供した場合は、当該検索し、提供し、又は利用した日から1年間、保管期間を延長するものとする。

(10) 保管期間を経過した画像データは、速やかに、かつ、確実に消去するものとする。

(11) 記憶媒体の劣化が認められた画像データ及び第6号又は次条第2項の規定により提供した後に返還された複製物である画像データは、速やかに、かつ、確実に消去し、及び記憶媒体の破砕、裁断等を行い、廃棄するものとする。

2 市の機関は、防犯カメラ等の運用を委託し、又は指定管理者に行わせるときは、受託者又は指定管理者が当該運用を前項の規定に準じて行うために必要な措置を講じるものとする。この場合においては、第3条第3項後段の規定を準用する。

3 前項の場合において、受託者若しくは防犯カメラ等関連委託業務の再受託者又は指定管理者若しくは指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務の受託者が置いた管理者が第1項第5号の規定による指定又は同項第6号の規定による提供を行うときは、市の機関は、当該管理者があらかじめ市の機関の承諾を受けるために必要な措置を講じるものとする。

(画像データの利用及び提供の制限)

第10条 市の機関は、法令に基づく場合を除き、防犯カメラ等の設置目的の範囲を超えて画像データを当該市の機関内部若しくは市の機関相互において利用し、又は画像データの複製物を他の市の機関若しくは市の機関以外の者に対して提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置目的以外の目的のために画像データを自ら利用し、又は画像データの複製物を提供することができる。ただし、画像データ及び画像データの複製物を設置目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 市の機関が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で画像データを内部で利用する場合であって、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。

- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に画像データの複製物を提供する場合において、画像データの複製物の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る画像データを利用し、かつ、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために画像データの複製物を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他画像データの複製物を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定により、画像データを利用し、又は画像データの複製物の提供を受けようとする者は、書面により市の機関に申し込まなければならない。
- 4 市の機関は、前項の規定による申し込みがあった場合は、その内容を審査し、利用又は提供の承諾・不承諾を決定し、その旨を書面により、当該申込みをした者に通知するものとする。
- 5 市の機関は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、画像データを収集したときの取扱目的以外の目的のための利用を特定の部局に限ることができる。
- 6 市の機関は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供先に対し、提供に係る画像データの利用目的又は利用方法の制限その他必要な制限を付するとともに、次に掲げる安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。ただし、官公署に提供する場合は、この限りでない。
- (1) 画像データの漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止に関すること。
 - (2) 画像データの複製物の提供を受けた目的以外の利用及び提供の禁止に関すること。
 - (3) 画像データを無断で複写し、又は複製することの禁止に関すること。
 - (4) 画像データの搬送に関する事項
 - (5) 画像データの複製物の提供を受けた目的に係る業務（第8号において「業務」という。）終了後の画像データの複製物の取扱いに関すること。
 - (6) 画像データの取扱いに関し、従事者への周知に関すること。
 - (7) 画像データの取扱いに関し、責任者の設置に関すること。
 - (8) 業務の委託の禁止又は制限に関すること。
 - (9) 事故等の発生時における報告義務に関すること。
 - (10) 損害賠償に関すること。

(11) その他画像データの保護に関し必要な事項

7 市の機関は、防犯カメラ等の運用を委託し、又は指定管理者に行わせる場合において、第3項の書面を受領し、第4項の書面を通知し、第5項の規定により、利用を特定の部局に限り又は前項の必要な制限を付したときは、それらの内容を書面により受託者又は指定管理者に通知するものとする。この場合においては、第3条第3項後段の規定を準用する。

(再生画像の検索等に伴う記録)

第11条 管理者は、再生画像の検索並びに画像データの複製、提供、目的外利用・提供、消去(市の機関が特別の事情があると認めるときを除く。第14条第8号において同じ。)及び廃棄に関する事項その他必要な事項を記録するものとする。

2 市の機関は、防犯カメラ等の運用を委託し、又は指定管理者に行わせるときは、受託者又は指定管理者が当該運用を前項の規定に準じて行うために必要な措置を講じるものとする。この場合においては、第3条第3項後段の規定を準用する。

(苦情の処理)

第12条 市の機関は、防犯カメラ等の設置又は運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 市の機関は、防犯カメラ等の運用を委託し、又は指定管理者に行わせるときは、受託者又は指定管理者が当該運用を前項の規定に準じて行うために必要な措置を講じるものとする。この場合においては、第3条第3項後段の規定を準用する。

3 前項の場合において、市の機関は、受託者若しくは防犯カメラ等関連委託業務の再受託者又は指定管理者若しくは指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務の受託者が受けた苦情及びその処理を遅滞なく了知するために必要な措置を講じるものとする。

(受託者、指定管理者等に関する措置)

第13条 市の機関は、防犯カメラ等関連委託業務又は指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務に際し、受託者又は指定管理者が個人情報の保護のために遵守すべき事項を契約書又は協定書に明記する等の措置を講じなければならない。ただし、これにより難しい場合にあつては、市の機関が定める方法によることができる。

2 前項の場合において、市の機関は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置を講じるものとする。ただし、これにより難しい場合にあつては、市の機関が定める方法によることができる。

- (1) 受託者が防犯カメラ等関連委託業務を再委託するとき 防犯カメラ等関連委託業務の再受託者が個人情報の保護のために遵守すべき事項を当該再委託に係る契約書に受託者が明記する等の措置を講じるために必要な措置
- (2) 指定管理者が指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務を委託するとき 指定管理業務に伴う防犯カメラ等関連業務の受託者が個人情報の保護のために遵守すべき事項を当該委託に係る契約書に指定管理者が明記する等の措置を講じるために必要な措置

(設置・運用基準の策定)

第14条 市の機関は、防犯カメラ等を設置し、又は運用するときは、次の事項に関する基準を設けるものとする。

- (1) 防犯カメラ等の設置目的
- (2) 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲
- (3) 管理者の設置（必要に応じ、取扱者の設置を含む。）
- (4) 防犯カメラの設置に伴う表示
- (5) 防犯カメラに係る画像表示装置及び画像記録装置の設置場所
- (6) 画像データの管理
- (7) 画像データの利用及び提供の制限
- (8) 再生画像の検索並びに画像データの複製、提供、目的外利用・提供、消去及び廃棄に関する事項その他必要な事項の記録
- (9) 苦情の処理
- (10) 受託者及び指定管理者に関する措置
- (11) その他防犯カメラ等の設置又は運用を適切に行うために必要な事項

(画像記録機能を備えていない撮影装置への準用)

第15条 前各条の規定（第9条（第1号及び第4号を除く。）から第11条まで及び前条第6号から第8号までを除く。）は、第2条第1号に規定する撮影装置であつて、記録機能を備えていないものについて準用する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。